

議案第24号 専決処分した事件の承認を求めることについて

(習志野市税条例の一部を改正する条例の制定について)

「地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律」が平成29年3月31日に公布されました。

このことに伴い、習志野市税条例の一部を改正する必要が生じました。しかし、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したため承認を求めるものです。

1 軽自動車税関係

現行のグリーン化特例基準の見直しを行った上で適用期限を2年延長し、平成31年3月31日までに新車で取得される軽自動車(四輪等)で、環境負荷の小さいものについて、軽自動車税を軽減します。

対象資産	軽減率
電気自動車及び天然ガス自動車	おおむね75%
ガソリン車のうち ① 平成32年度燃費基準+30%達成の乗用車 (改正前:20%) ② 平成27年度燃費基準+35%達成の貨物車	おおむね50%
ガソリン車のうち ① 平成32年度燃費基準+10%達成の乗用車 (改正前:0%) ② 平成27年度燃費基準+15%達成の貨物車	おおむね25%

2 固定資産税・都市計画税関係

固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置に関する「わがまち特例」について定めるものです。

区分	適用事業名等	対象資産	特例率
導入	企業主導型保育事業※ ¹	・土地 ・家屋 ・償却資産※ ²	3分の1
	家庭的保育事業	・家屋 ・償却資産※ ²	
	居宅訪問型保育事業		
	事業所内保育事業 (利用定員5人以下)		
廃止	ノンフロン製品に係る措置	・償却資産	—

※1 平成29年4月1日から平成31年3月31日までに、子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた事業主が保育施設を設置する場合、固定資産税及び都市計画税の課税標準を、最初の5年度分減額します。

※2 市外にまたがっている資産は、除きます。

3 市民税関係

住宅ローン控除の延長

個人市民税における住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)の対象期限を延長します。

改正前	改正後
平成31年6月30日まで	平成33年12月31日まで

(専決処分日)

平成29年3月31日

(施行期日)

平成29年4月1日